

お知らせします

臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金

4月から消費税率が8%に上げられたことに伴い、臨時的措置として、一定の所得に満たない方に臨時福祉給付金を、子育て世帯に子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

問合せ／臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター
(209)・39556)

臨時給付金

臨時福祉給付金

支給対象者

基準日となる平成26年1月1日に、水戸市に住民登録があり、平成26年度の個人市民税が課税されていない方。ただし、課税されている方の税法上の扶養親族になっている方、生活保護を受けている方などは対象外となります。

支給額

▼一人につき1万円

対象者が次の条件に該当するときは、5000円が加算されて1万5000円が支給される場合があります。 ※複数の条件に該当する方でも加算額は一人5000円です。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯 臨時特例給付金

支給対象者

▼加算条件
老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など

基準日となる平成26年1月1日に、水戸市に住民登録があり、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の支給を受けている方で、平成25年の所得額が児童手当の所得制限額を超えない方。

ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護を受けている方などは、対象外となります。

支給額

平成26年1月分の児童手当の対象となっていた児童一人につき1万円。

※公務員は、所属庁から発行される証明書、申請書、振込先の確認できる書類などを郵送してください。

申請の方法について

支給対象となる可能性がある方に、7月18日(金)に申請書類などを発送します。
申請期間／7月22日(火)～平成27年1月22日(木)

申請先／「臨時福祉給付金または「子育て世帯臨時特例給付金」窓口(〒310-8610、三の丸臨時庁舎内)

※同封の返信用封筒で、郵送してください。順次審査を行い、支給決定となつた方に給付金を振込みますので、早めに申請してください。

給付金の振込み先

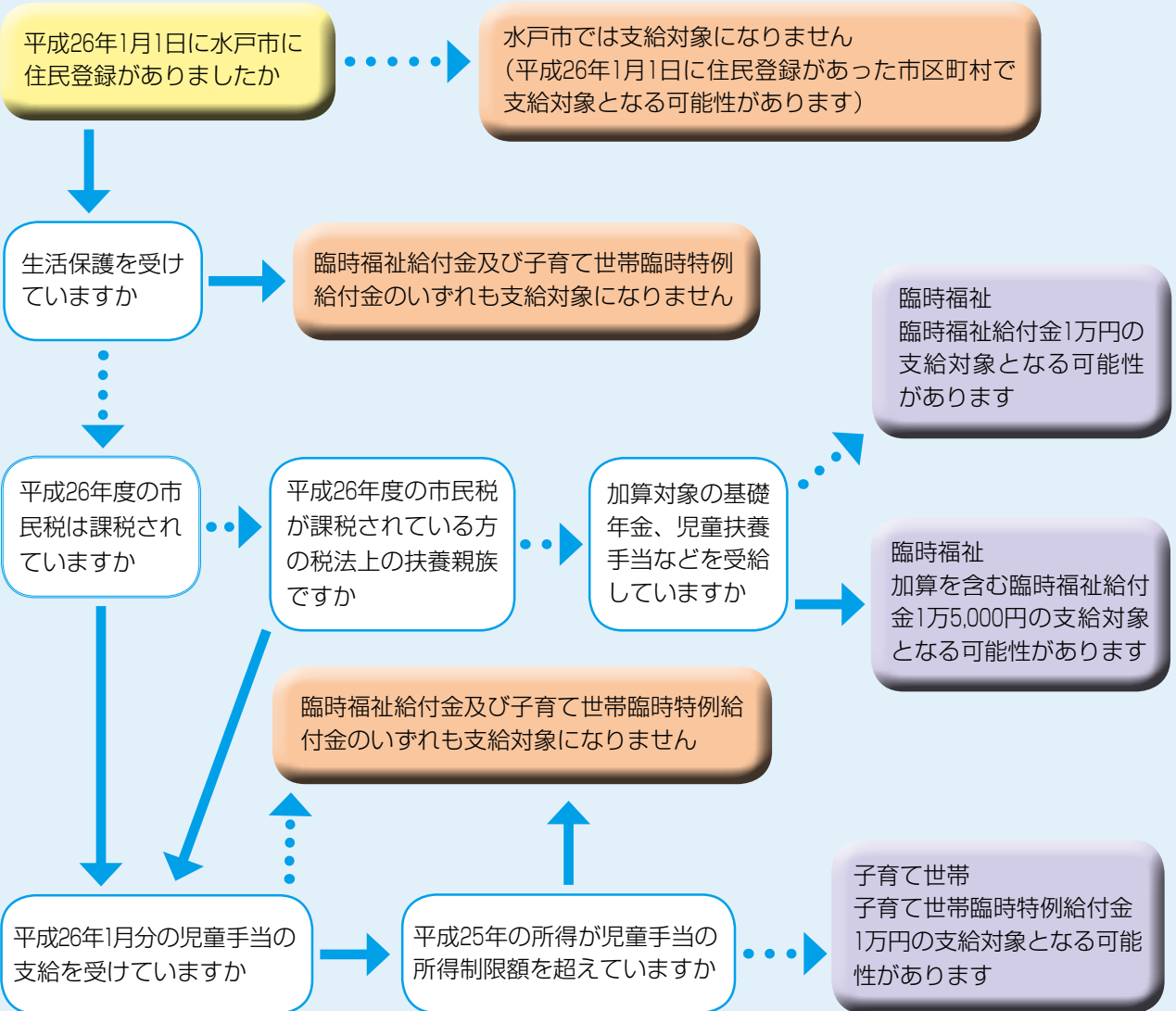
○臨時福祉給付金…申請書記入の金融機関の口座

○子育て世帯臨時特例給付金…児童手当の受取口座

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金診断チャート

※このチャートは、一般的な場合を想定しています。

はい → いいえ...



※支給対象となる可能性がある方には、7月18日(金)に、市から申請書類を送付します。それまで手続きはありません。

！ 給付金を装った振込め詐欺や 個人情報の詐取にご注意ください

給付金に関して、市や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることや、手数料の振込を求めることは絶対にありません。

市や厚生労働省などをかたった不審な電話がかかってきた場合には、市消費生活センター(☎226-4194)または茨城県警振り込め詐欺対策室(☎301-0074)までご連絡ください。

よくある質問

- Q** 水戸市に住民登録がないと支給されないのですか。
- A** 原則として、平成26年1月1日に住民登録のあった市区町村からの支給となります。それより前に水戸市から転出した方は転出先の、それより後に水戸市に転入した方は、平成26年1月1日に住民登録のあった市区町村での支給となりますので、それぞれの市区町村にお問合せください。
- Q** 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を両方受給することはできますか。
- A** どちらか一方の給付金の受給となります。